

令和2年第1回川西町 議会臨時会会議録

令和2年5月7日 木曜日 午前9時30分開議

議長 加藤 俊一 副議長 鈴木 幸廣

出席議員（14名）

1番 井上 晃一 君	2番 遠藤 明子 君
3番 渡部 秀一 君	4番 寒河江 司 君
5番 吉村 徹 君	6番 島 貫 偕 君
7番 伊藤 寿郎 君	8番 伊藤 進 君
9番 神村 建二 君	10番 橋本 欣一 君
11番 淀 秀夫 君	12番 高橋 輝行 君
13番 鈴木 幸廣 君	14番 加藤 俊一 君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 山口 俊昭 君
教育長 小野 庄士 君	総務課長 鈴木 浩之 君
未来づくり課長 針 生 富雄 君	政策推進課長 遠藤 準一 君
まちづくり課長 奥村 正隆 君	住民生活課長 佐藤 紀子 君
福祉介護課長 大滝 治則 君	健康子育て課長 金子 征美 君
産業振興課長 井上 憲也 君	農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷 新悟 君
地域整備課長 奥村 邦彦 君	会計管理者・税務会計課長 後藤 哲雄 君
教育総務課長 淀野 芳広 君	生涯学習課長 安部 博之 君
農業委員会 大沼 藤一 君	監査委員 島 貫 憲明 君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 1 号)

令和2年5月7日 木曜日 午前9時30分開議

・ 町長のあいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第35号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 4 議第34号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎町長のあいさつ

○議長 町長より就任のあいさつの申出がありますので、川西町議会運用例第1章第33項の規定に基づき、これを許可いたします。ご登壇の上、ごあいさつ願います。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 改めましておはようございます。

4月28日の任期満了後の初議会におきましてごあいさつの機会を賜り、心から感謝を申し上げます。

この場に立つのは5回目となりますが、その都度、町長職に臨むに当たって所信の一端を述べさせていただいてまいりましたが、このたびは新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、その闘いの中で任期がスタートすることとなり、私たちが経験したことのない、この見えない敵に対し、今までにない緊張感と必ずこの感染症を克服し、新たな時代の幕開けが来ることを予感しております。

現在、感染された多くの皆様、亡くなられた皆様にお見舞いやお悔やみを申し上げますと

ともに、懸命に患者さんの支援に立ち向かわれておられます医療スタッフの皆様、感染防止、社会経済活動を支えておられる多くの関係者の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

国家の一大使命は、国民の命や未来を守ることにあります。それは町においても同様で、私の最優先課題は、町民の命と暮らしを守ることです。この国難とも言える状況を克服するため、国の各種施策を注意深く検証し、本町の実態に合った町民の命と暮らしを守る的確な施策を樹立し、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

人類の歴史を振り返りますと、その歩みは感染症との闘いであったと力説する科学者がおります。イギリスの環境学者ケイト・ジョーンズは、野生動物から人間への病気の感染は、人類の経済成長の隠れコストだと指摘しております。現代社会は社会経済のグローバル化、国際化が進展しており、1国の感染は瞬間に世界に広がり、パンデミックに陥り、現在の世界累計では360万人の感染者、死者が25万人に上り、その勢いは衰えておりません。

国内では、先月7日の緊急事態宣言以降、全国的に感染拡大防止に全力を挙げております。このゴールデンウィーク最中も不要不急の外出を控えるなど、多くの皆様にご協力をいただいております。国は緊急事態宣言を今月末まで延長するつもりでしたが、感染拡大の状況は少しずつ収まりつつあり、県内においても新規の感染者が出ない日が続いております。まだ予断を許さない状況は続きますが、感染防止の対応策を講じながらも少しずつ社会経済活動を日常化していくことが求められているものと考えております。

私はこのコロナ対策に対し、車のアクセルとブレーキを一緒に踏むことになることを発言してまいりました。感染拡大にはブレーキを強く踏まなければなりません、止まってしまえば社会経済が窒息してしまいます。かといってアクセルを踏み続ければ感染拡大は止まらず、医療崩壊、社会崩壊を招くことになります。現在はまず、適切にブレーキを踏み、感染を収束させることです。そして、その見通しの中でアクセルを踏み込み、社会経済の回復を期していかなければならないと考えております。さらに、この闘いはワクチンや治療薬の開発等、長期戦になることを覚悟しなければなりません。人と人との間を取るという、今までにない人間関係に悩ましい思いをしますが、コロナウイルスは必ず克服できますので、そのために全力を尽くしてまいります。

私はこのポストコロナ後について、今まで強く指摘されていた東京圏一極集中の是正を真剣に考え、均衡ある国土発展が求められるものと考えております。一方、IoTのより一層の発展により、学校教育や働き方等、社会システムが大きく変化していくものと予想しております。改めてコミュニティのよさ、信頼関係、生きることを問い返し、人と人の関

係の再構築をしていかなければなりません。もう一度私たちは一人では生きていけないことを強く感じております。

さて、今年度、本町は大きな節目の年を迎えております。第5次川西町総合計画、かわにし未来ビジョンの前期基本計画及びまち・ひと・しごと総合戦略の第1期総合戦略の最終年を迎え、次期計画づくりに着手してまいります。

昨年、着工いたしました新庁舎整備は、順調に建設が進み、計画どおり完成を目指してまいります。併せて、現庁舎跡地の利活用について、小松地区交流センターの建設を基本方針とし、その機能、規模等、町内のにぎわいづくりと併せ、基本計画策定に向け、議論を重ねてまいります。

また、梨郷道路、米沢長井道路等、国・県のインフラ整備に併せ、本町の総合戦略のリーディングプロジェクトであるメディカルタウン構想の実現に向け、事業の推進を図ってまいります。

一方、本町内の公共施設、町道、上下水道等の社会資本は老朽化が進んでおり、その維持管理コストが増大しております。その財源確保が大きな課題ではありますが、公共施設等総合管理計画、個別管理計画の下、将来負担を見据え、適正な管理に努めてまいります。あるものをなくすことは、大きな、大変な判断になりますが、総合管理計画は公共施設の棚卸しであり、コストの見える化を図るものでありますので、議会や町民の皆さんとしっかり議論を重ね、合意点を見い出してまいりたいと考えております。

昨年10月の台風19号がもたらした水害は、多くの被害をもたらすとともに様々な教訓を得ることができました。本町はいち早く復旧対策を講じ、住民の皆さんの懸命な努力により、日常生活を取り戻しつつあります。また、課題となった水門管理に地域住民が積極的に関与したいとの申出もあり、新たな地域防災に取り組む意欲を感じております。洪水、土砂災害のハザードマップを作成しましたが、災害時に、より機動的に有効に機能できるよう、住民の皆さんと積極的に協議をしてまいります。自分の命は自分で守る。災害死ゼロを実現するため、防災対策を強化していかなければならないと考えております。

豊かな暮らしを実現するためには、町民所得の向上が求められております。現在、新型コロナウイルス感染症対策で一番の打撃を受けているのは国内観光産業になります。観光地では大変厳しい状況ですが、それを支える第1次産業も大きな影響を受けております。農業を基幹としていた本町もその影響は大きく、世界全体が平常に戻らなければ暮らしそのものが立ち行かなくなります。小規模個人事業者への支援を切れ目なく続けるとともに、製造業等の皆様の

状況を把握し、国・県と連動し、支援策を検討していかなければならないと考えております。

売上げの8割、9割減少などとの報告は、私の胸を締めつけ、事業者の皆さんの悲痛な叫びにしっかりと向き合い、何としてもこの窮状を乗り切っていかなければならないと考えております。そして、必ず新たな活気ある社会経済情勢が到来することを信じ、頑張っていきたいと思っております。

本町は、まちづくりを地域づくり、人づくりと連動させて取り組んでまいりました。このことは大きな強みであり、今後の社会を考える意味でも大切にしていかなければなりません。ソーシャルディスタンスは人と人の距離は離しますが、人と人の心の関係は今まで以上に密接にしていかなければなりません。少子化、高齢化は一層進むでしょうが、本町を愛する郷土愛はこれまで以上に力を入れて育んでまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましては、なお一層のご理解、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

結びに、川西町議会のますますのご発展、町民生活の安定、さらには議員の皆様のご健勝をご祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

- 議長 原田町長におかれましては、川西町発展のため、さらなるご活躍とご健勝をご祈念申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

3番渡部秀一君、4番寒河江司君、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

- 議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議第35号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について

○議長 日程第3、議第35号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第35号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について、ご提案を申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要があるため提案するものであります。

以下、内容につきまして、後藤税務会計課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 命によりまして、私より議第35号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について、説明をさせていただきます。

川西町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町税条例等の一部を改正する条例。

令和2年5月7日提出。町長名でございます。

概要書により説明をさせていただきます。

1、改正の趣旨ですが、令和2年度の税制改正については、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子供に対する公平な税制を実現するための対応や所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応などを図るための内容となっており、この税制改正に併せて地方税法等が改正されたことに伴い、本町の次の関係条例を改正するものでございます。

関係条例は5つございます。

1つが、川西町税条例、2つに、川西町税条例等の一部を改正する条例で、令和元年の改正条例でございます。3つに、川西町国民健康保険税条例、4つに、川西町固定資産評価審査委員会条例、5つに、川西町都市計画税条例でございます。

2、主な改正内容ですが、(1)川西町税条例等の一部改正関係につきましては、①未婚

のひとり親に対する税制上の措置と寡婦（夫）控除の見直しの2つでございます。この改正は、令和3年度からの適用となるものでございます。

1つ目の子供の貧困に対応するための未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用するものでございます。2つ目に、寡婦（夫）控除の見直しの内容が、男女による税制上の扱いを公平な扱いとするため、女性の寡婦に男性の寡夫と同等の所得制限、所得で500万円、年収で678万円を設けるものでございます。住民票の続き柄に夫（未届け）、妻（未届け）の記載があるものを対象外とするものでございます。子供がいる男性の寡夫の控除額を子供がいる女性の寡婦と同額、個人町民税で26万円を30万円に増額するものでございます。

②所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応でございます。この改正は、令和2年度からの適用となるものでございます。

土地または家屋の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者に必要な事項を申告させることができるように制度化するものでございます。調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるようにするものでございます。

③たばこ税の見直しでございます。この改正は、令和2年10月からと令和3年10月からの2段階で見直しが行われるものでございます。

重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設定するものでございます。

たばこ税の課税方法につきましては、改正前は、紙巻たばこが本数課税となっており、葉巻たばこについては、重量比例課税となっております。葉巻たばこの場合、1グラムを1本と換算して課税されているところでございます。改正後においては、1グラム未満の葉巻たばこの課税方法を重量比例課税から本数課税に改めるもので、たばこ税率の引上げスケジュールに合わせて一定の経過措置を講じ、最低税率を2段階で引き上げるものでございます。

その内容は、令和2年10月からは、0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を0.7本として最低税率を紙巻たばこの税負担の7割水準として、令和3年10月からは、1グラム未満の葉巻たばこ1本を1本として課税し、紙巻たばこと同水準とするものでございます。

次に、④その他法律の改正によって条項や文言などが変更とされているので、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更するものでございます。

次に、（2）川西町税条例等の一部を改正する条例、令和元年度の改正条例でございます、

の一部改正関係につきましては、法律の改正によって、条項や文言などが変更等されているので、町条例の条文を法律の内容に沿った内容に変更するものでございます。

次に、（３）川西町国民健康保険税条例の一部改正関係については、令和２年度から適用するものでございます。

初めに、国民健康保険の課税から説明させていただきます。

国民健康保険税は、①の表のように基礎課税額（医療分）後期高齢者支援金等課税額（支援金分）、介護納付金課税額（介護分）で構成されており、これらを合算したものが年税額となり、世帯主に課税されるものでございます。

なお、医療分と支援金分は、国民健康被保険者全員を対象に課税され、介護分は40歳以上65歳未満の国民健康保険被保険者について課税されるものでございます。①にお示ししている表の税率等に基づき計算するものでございます。

このたびの改正内容につきましては、基礎課税額の限度額を増額するもので、医療給付等が増加する中で必要な保険税収入を確保する観点から限度額超過世帯のバランスを考慮し、基礎課税額の課税限度額を61万円から63万円に増額するものでございます。併せて、介護納付金課税額の課税限度額を16万円から17万円に増額するものでございます。これらの改正による影響額については、50万円の増額になるものでございます。

次に、②の減額措置については、低所得者の負担の軽減を図るため、次に掲げる世帯区分の所得額の合計額に応じて被保険者均等割額または世帯別平等割額を減額するものでございます。

以下の表は、減額基準と世帯の所得区分をお示ししている表になります。

このたびの改正につきましては、減額判定所得額を増額するもので、低所得者の減額判定の基準となる対象世帯の所得額の合計額を算定する基礎額を５割軽減の場合、28万円を28.5万円に、２割軽減の場合、51万円を52万円に増額するものでございます。この改正による影響額につきましては、55万円の減額となるものでございます。

次に、（４）川西町固定資産評価審査委員会条例の一部改正関係については、引用されている法律の名称を変更するものでございます。

次に、（５）川西町都市計画税条例の一部改正関係については、法律の改正によって条項や文言などが変更等されているので、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更するものでございます。

次に、３の適用等については、この条例は、公布の日から施行し、令和２年４月１日から

適用するものでございます。

その他、それぞれ記載の日から施行し、それぞれの年度分から適用するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 まず最初に、提案内容から若干外れますけれども、5期目のごあいさつ、町内の道路の街路樹を見ますと、ハナミズキが満開でありまして、原田町長の当選を祝うがごとく満開であります。そんな街路樹。ただ、残念なのはちょっと枯れておりますね。そういうところも植栽をまずこれ、ぜひ予算をつけていただきながら5期目には、4年間の中でちょっと頑張っていたきたいなど。ちなみに、花言葉は、公平であることということだそうです。肝に銘じてひとつ4年間やっていただきたいと。

さらに申し上げるなら、また機会あると思いますが、何か4回で辞めると言っていたのがいつから5回なんだなんて言う町民もおりまして、この辺も努力をして説明を必要とする内容だと思います。

議長、この提案ですけれども、委員会を省略してという、これは進行の中で分かりましたけれども、この5つの内容のうち、大別しますと国の法改正によって字句の訂正の条例の部分と、それからコロナのことですからあんまり長くは申し上げませんが、町独自に税額アップする内容とこれ一緒なんですよね。こういう提案は、これは違法ではありませんよ。行政側が我々にこういうふう提案する内容は違反ではありませんけれども、先ほど5期目のごあいさつあったとおり、町民のきめ細かな、寄り添った意見を聞くには、こういう一括の提案をされますと、これ特に国保関係について、非常に議運の委員長の橋本欣一君が共産党ということで、その方が一括についてよくご賛同されたなということ。ちょっと残念なんですけれども。

理由を申し上げます。

今、申し上げましたとおり、議長、私、お尋ねしたいのは、まず後藤課長、この国の上位のいわゆる法律の改正によっての部分と、今、申し上げたので繰り返し申し上げませんが、町としての対応の部分と、これ2色あるわけでしょう。これ、ちょっとそういう理解なんです、簡単にご説明いただきたい。

それと、私はなぜそれを聞くかと言いますと、この(3)の国保関係なんです。これは非常に、影響額が50万ということでもありますけれども、やはり先ほど、何回も申し上げます

が、町長のごあいさつのとおり、やはりこの辺は一括でバーンと臨時議会で上げて町民の負担ということについては、やっぱり幅広く掘り下げて、将来の国保税の在り方などについても私ども議員、資料等頂きながら、今の実態あるいは県内最低35市町村、そういうような資料なども頂いて協議をし、議論する時間、これは議長、お願いしたいですよ。そういうものがこの5項目に入っているわけですよ。一遍勝負で議第何号でまとめて一括でという、そういう提案では私は理解できないということで今、発言をさせていただいているところです。

たまたまでしょうけれども、増額になる分が50万で、②の減額になる分が55万ですから、減った分をここで帳尻合わせたということではないんでしょうけれども、減額の分は分かります。しかし、この増額の部分。これは大事な税改正の内容だと思うわけでありまして。まず、お尋ね申し上げたいと。

この所管課長にあったように県内の35市町村のこのいわゆるランク、どれぐらいの金額なんですか。私は大分、川西は高いところの国保税の税額というものが位置を占めているという、そういうように思うんですけれども、所管課長にあつてはこれもひとつ、この際お尋ね申し上げたい。

何回も申し上げますが、コロナですから簡単に申し上げます。まだまだ申し上げたいんですけれども。

以上で取りあえず終わります。

○議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 このたびの改正につきましては、上位法の地方税法の改正に伴いまして改正する内容がほとんどでございます。本町の税条例につきましては、地方税法を根拠とした税条例の構成となっているところでございます。地方税法が改正された内容に合わせて条例改正を毎年行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 川西町の国保税額ということですが、大変申し訳ありません。県内全部の比較の資料を持ち合わせておりませんが、置賜管内では税率になりますが、特段高いということではなく推移しているというふうに認識しております。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 まず最初に、後藤課長、5つの内容のうちいわゆる上位法改正によって改正する字句の関係、ほとんどということでありましてけれども、そういう答弁でありますと、課長、こ

れ61万円を基礎課税額63万にしろ、あるいは介護給付金のこの税額を16万を17万にしろ。これも国のそういう上位法の改正に明確に係っているんですか。とぼけたことを言っただけではないですよ。私、言ったでしょう、今。5つの内容は、後藤課長、個人で責めているわけではないですよ、そういう考え方なんですか。ちょっと私は理解できない。5つの内容を一括して提案することについては違法でないでしょうけれども、その中でいわゆる上位法改正によつての条例の改正と、町としての考え方の改正の部分と一緒にしているのではないかと、こう言っているわけです。ほとんどというのは何を言っているんですか。私の質問の内容を十分ご理解いただいておりますか。重ねてお尋ね申し上げます。

○議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 本町の税条例につきましては、地方税法に基づいて各内容を規定しております。国保税の内容につきましてもこのたびの改正で地方税の施行令の中で改正がなされております。今まで本町においては上位法の改正に合わせて条例等の改正を行ってきておりますので、このたびも上位法の改正に合った内容に改正をしたところでございます。以上でございます。

○議長 暫時休憩します。

(午前10時12分)

○議長 再開します。

(午前10時16分)

○議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 このたびの地方税法の改正の中で、限度額の改正も行われております。地方税法を根拠とした税条例の構成となっている本町につきましては、法律の改正に合わせた条例改正を行うことが妥当と考え、このたびの金額の引上げを行ったものでございます。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 もっと丁寧な、優秀な公務員であればそういう考え方から提案をしたものですと、こういう言い方なんです。今後ひとつ、後藤課長個人を責めるのではないんです。提案の方法をです。こういう考え方で提案したんです。よろしくということでキャッチボールになるわけでしょう。その辺の、お互いに正式な会議録に残る会議をしているわけですか

ら、お互いに研究をしなければならないというふうに思います。

そこで戻りますけれども、私は2万円の、あるいは1万円の金額のアップの提案でありますけれども、私はこの部分については反対であります。今、申し上げたようないわゆる影響額が50万程度とは申し上げませんが、この程度であればやっぱり私は一般会計のほうから繰り出しをしながら国保財政を支援していくということの中で、私はこの国保関係、税率、税額については対応していくべきものなんじゃないかと。こういう意見を申し上げるのも5つまとまっているから、ほかは賛成だけれども、これ、反対だというような。決断したいがどうか大変なんです。今後、ひとつ議運の委員長、研究をして、我々議会も提案されたからいいではなくで、提案されたものもやはり場合によっては分割しながら、我々の意見が反映できるような、こういうひとつ議事運営をお願いしたいと。差し当たっては、この部分について私は反対を申し上げます。こういう立場であります。

再度お尋ねしますけれども、後藤課長、そういう提案もあるわけでしょう。必ずしも国から言われたもので額を決めなければならないと、こういう提案ではないんでしょう。町長からもちょっと一つコメントだけいただいておりますよ、簡単に。これ担当課長だけじゃないですよ。町民に負担をしているわけだから、やっぱりトップが一言ぐらいしゃべるべきですよ。

○議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 提案の方法につきましては、このたびは地方税法等の改正に伴う改正ということで関係条例を一括で提案させていただいたところでございます。提案の方法につきましては、分割で提案させていただく方法もございますので、今後検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回、提案を申し上げている内容につきましては、地方税法等が改正されたものを踏まえまして内容を精査の上、提案をさせていただいております。町民の皆さんの負担に伴うこともあるわけでありまして、減額措置も併せて提案をさせていただきまして、国の税法規則を遵守した形でご提案を申し上げておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長 ほかに。

5番吉村 徹君。

○5番 私も国保税の件についてお聞きしたかったんですが、国保税については国から県のほ

うに移管されて県が一応、この取りまとめという流れになっているのかなと思ってまして、私もこの5本、上げられた中では、やっぱりこの問題については町民の負担感が、かなり国保税に対する重税感があるという中でありますので、私のほうはやっぱり2万と1万の引上げには反対したいというふうに考えております。

なお、申し上げましたが、今、たしか国から県に国民健康保険の金額とかについては移管されたというように考えているんですが、どうなんでしょうか。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 国民健康保険の運営につきましては、議員のおっしゃるように平成30年度より県一本化されております。

町税関係につきましては、市町村で行っているところであります。

以上です。

○議長 5番吉村 徹君。

○5番 そういった県に移管された中での金額、全県の中でのこの引上げじゃなくて今回、町だけがこの値段を2万と1万上げるといことなわけですから。私の理解としては、県の事務組合というか県の中で一本化して足りないところを上げようという、町がこういう条例を出しているのかなと思ったんですが、今回は川西町だけがこれを上げるということになるわけなんですか。

○議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 額の引上げにつきましては、地方税法に基づいて各市町村の条例が制定されておりますので、各市町村でほとんどの市町村が税額を引き上げているというふうに捉えております。

○議長 5番吉村 徹君。

○5番 これは、町民の皆さんは本当に国保税が高くて大変だということにかなり感じているところがありますので、私も今回、値上げする、年々こう上がってきているわけでありまして、反対したいなというふうに思っていますが、一括上程ということもありますので、また、高橋議員が言われましたようにこの部分はやっぱり本当は分割して上程していただければありがたいかなと思っています。私も今回の値上げに対しては反対。この国保税の条例の改正については部分的には反対したいというふうに考えております。

○議長 ほかに。

10番橋本欣一君。

○10番 国保税でございますけれども、新型コロナ感染ということで、仕事を失った方やアルバイトの方などもそうなんだろうけれども、収入がなくなった方に対する減額措置についてお聞きしたいんですけれども、国保は最後のとりでということで国民健康保険、あるわけですけれども、いよいよ収入がなくなって払えないという状況が今後、コロナの影響で増える、少なくなるんじゃないで増える傾向にももちろんあるわけですから、この方々に対する減額措置という、この金額で減額措置、②にあります減額措置の対応で十分なのかなというふうに思うわけですけれども、当局、どのようにお考えでしょうか。

○議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 ②の減額措置につきましては、所得が低い方のために設けられている減額措置でございます。通常の場合でもその低所得者の方の所得金額に応じて7割、5割、2割を税額から控除しているところでございます。このたびのコロナウイルス関係につきましては、今の予定でございますが、今後、減額の措置が現在、検討されておりますので、後日、その内容についてご案内できるものと考えております。

○議長 10番橋本欣一君。

○10番 課税賦課に関しては前年度の所得が基準となるわけでございますので、直接的な算定は来年の国保税になるかなと、こう思うんですけれども、今、やっぱり収入がなくなったということの救済措置、これを国保もそうなんだろうけれども、何らかの形で国と県と連動させながら対応していかないと生活がいかない。さらには保険税の滞納等々も増えてくるのではないかと。こういうふうに考えられますけれども、ぜひその辺も検討していただきたい。このように思います。

以上です。

○議長 ほかに。

○12番 議長、議事進行で。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 原田町長が5期目のあいさつをしたという大事なところだから、私は基本的なことを言ったんですけれども、それを平たく言えば黙っているというのはないでしょう。5つの内容について分ける方法もあるでしょうと言ったら、所管課長が一番最後にですけれども、方法があると。こういうふうに今、答弁されたわけです。これを黙っているということは、原田町長は今後もそういうようなことについてどうなんだという、これぐらいは発言を議長に、トップにお願いしたいですよ。それ黙っているということは、俺、言わないから課長が

言ったんだと。俺、関係ないと。こういう立場なんですか。それから、提案の方法もこういう考え方で、何か後藤課長の言葉尻を取るわけではないけれども、こういうことの方で提案しましたという言い方のほうがベターでないかと、私、2つ申し上げたんですけども、これ、何にも答えないという。これは原田町長、議長、ちょっとコメントぐらいいただきたいですよ、あなたにも。謝れとか謝罪とかということを行っているのではなくて。一番最初の問題のその5つの問題というのは特にそうでしょう、今あったとおり。聞けばですよ、簡単に申し上げますよ。橋本議員が申し上げたそういう関係についてもこれからあるんだと。そうであればなおさら分割して、そして国保税についてどうなんだと、こういう提案の在り方を研究すべきですよ。ちょっとお願いしますよ。

○議長 暫時休憩します。

(午前10時28分)

○議長 再開いたします。

(午前10時28分)

○議長 町長原田俊二君。

○町長 先ほども申し上げましたけれども、今回は提案理由にもありますように地方税法等の改正に伴いまして一括して提案をさせていただきました。負担増の部分もありますし、負担減のところもあるわけでありまして、これは法律改正にのっとって提案をさせていただいたものでございます。一括して提案をさせていただきましたけれども、それぞれ個別案件で議論がございましたので、今後の対応についてはより審議いただけるように分割して提案することも含めて検討させていただきたいと思っております。本日は一括して提案させていただきましたのでご理解賜りたいと思っております。

また、橋本議員からいただきました、今後の所得を確保できない、もしくは収入減に伴う課税等についてでありますけれども、コロナ感染症対策につきましては納期の延期、さらには猶予なども国のほうから示されておりますし、そういった内容を十分精査させていただきまして、町民の皆さんが混乱しないように丁寧な対応に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで休憩いたします。再開時刻を午前10時45分といたします。

(午前10時31分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◎議第34号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第1号)

○議長 日程第4、議第34号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第1号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第34号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第1号)をご提案申し上げます。

令和2年度川西町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億7,253万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億7,953万円とするものであります。

以下、内容につきまして、針生未来づくり課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第34号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第1号)をご説明、ご提案申し上げます。

令和2年度川西町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億7,253万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億7,953万円とするものでございます。

2項としまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算によるものでございます。

令和2年5月7日提出。町長名でございます。

以下、本議案については、各事業別にこの議案にとじ込んでございます明細書のほうに記載をさせていただいておりますが、私のほうからは別紙で概要書、令和2年度川西町一般会計補正予算（第1号）の概要によりまして、歳出並びに歳入について各性質別の区分によりまして補足しながらご説明を申し上げたいと思います。

本件につきましては、ご案内のとおり新型コロナウイルス感染症対策に関わる補正予算として主に取りまとめたものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、歳出でございます。

人件費でございますが、補正額は738万2,000円を計上してございます。

主な内容といたしまして、一般職員給与費等でございますが、主に時間外手当等でございます。対策本部の用務に関わる各課全般にわたります時間外等並びに後に説明いたします定額給付金、こちらの事務執行に充てるもの、さらに子育て世帯への臨時特別給付金。これは児童手当を現在、受け取られている皆様方にその加算をする、こうした事業がございまして、そちらのほうにも同様に給与費等を分けさせていただきます。これが524万円でございます。会計年度任用職員といたしまして、こちらも定額給付金並びに児童手当への加算分、こちらの事務執行に会計年度任用職員を予定しておりますので、そちらの報酬として214万2,000円でございます。

2の補助費等でございます。

15億1,262万5,000円を計上いたしまして、この内訳としまして県外在住学生の支援事業、こちらへの物品代として92万5,000円。特別定額給付金給付事業、いわゆる1人当たり10万円の給付事業になりますが、こちらで14億9,160万円。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業として、町として支援をさせていただく補助金として2,010万円、こちらのほうを計上した額でございます。

3の物件費でございます。

2,444万2,000円でございます。こちらは防災対策事業等への物品として140万。あと、電

子自治体推進事業として、備品購入費等。これは、システムを運用するためのライセンスの経費やネットワークを構築するための備品等でございます。こちらで410万3,000円。特別定額給付金事業に関わる経費といたしまして1,270万。あと、子育て世帯の臨時特別給付金給付事業、これが児童手当への加算になりますが、こちらの経費として213万8,000円。あと、小学校事務経費、これは小学校に関わる消毒液やマスク等を追加して支給するものでございまして、こちらに133万5,000円を計上いたしました。その他でございますが、こちらには中学校に関わる同様の経費や放課後児童クラブへの同様の経費、役場庁舎内の感染防止対策等を含めまして276万6,000円を計上させていただいております。

4の扶助費でございますが1,667万円。子育て世帯への臨時特別給付金の給付事業の給付金の額でございます1,667万円。

あと、5の普通建設事業費でございます。こちらに1,141万1,000円。これにつきましては、新型コロナウイルス対策とは直接的には関係ございませんが、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の農業機械等整備に1,141万1,000円。これは前年度、元年度の採択がならなかった農業機械等の整備でございまして、こちらを補正予算で計上させていただいてこれからの事業推進に資する経費でございます。

合わせまして、支出合計が15億7,253万円でございます。

2の歳入でございますが、以上の歳出に充当する歳入でございますが、1、国庫支出金15億2,799万円。これについては、特別定額給付金の事業費の国庫補助が14億9,010万円。同じく、事務費の国庫補助費ですが1,870万。子育て世代臨時特別給付金、児童手当等ですが、こちらの加算分として1,919万円。

県支出金1,141万1,000円。これは、強い農業・担い手づくり総合支援交付金として県からの支出金でございます。

3の寄附金でございます100万円。これは、米沢信用金庫様より新型コロナウイルス対策として寄附をいただきました100万円を充てさせていただきます。

4の繰入金でございますが、財政調整基金の繰入金ということで3,662万9,000円。

そして、5の諸収入でございますが、450万円の減としておりますが、肥育素牛導入資金貸付金の元金収入分。当初、貸付金の収入を見込んでおりますけれども、今回の新型コロナウイルス対策の関係で畜産農家の減収が顕著である。そのようなことも見込まれますので、貸付金の償還分を猶予するというので、当初の貸付金の収入から一定額、一部金額を減ずることといたしました。その分を450万円減ずることとし、それについては財政調整基金の

ほうで充てさせていただく。そういう内容でございます。財源上の振替ということになるのかと思います。

以上、歳入の合計が15億7,253万円という内容でございます。

以上の補正後財政調整基金の残高につきましては、7,147万1,000円となります。

以上、概要にて議第34号の説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

7番伊藤寿郎君。

○7番 7番です。

私からは、歳出4、扶助費です。子育て世帯の臨時特別給付金ということで、児童1人に当たり1万円の、これは追加になるんですか。ですから、これは中学生まででよろしいんですね。学校に関してはいつから始まるかちょっと分からないような状況もございますし、国では9月からの開始をする案など検討されているようではございますけれども、この国庫支出金から子育て世代臨時特別給付金が支払われるわけでございますけれども、今回のこの補正の加算のほかに今後、町独自の子育て支援などを考えられているものかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 金子健康子育て課長。

○健康子育て課長 ただいまのご質問で、追加で考えているかということでございましたが、今現在、当町では1万円の追加というものをまずはとにかくできるだけ早くお配りしたいというふうに考えておまして、それ以降につきましては、今後、状況を見ながら検討をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 7番伊藤寿郎君。

○7番 やはり特別給付金として各家庭に早めの支給がされることをまず願うばかりなんですけれども、その1万円の子育てのご家庭のほうに給付をされるという、金額的な面もございますけれども、なるべくであれば小・中学校の早めの開校を願うところで、例えばお昼休みの給食の時間だったりとか、遊びの時間などがこれからは少しでも多くできるような対策だったりとかご支援があればなおいいかなとは思っていますので、今後とも一応、要望でよろしくお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに。

12番高橋輝行君。

○12番 対策本部を立ち上げられまして、ご苦勞されていることについて私からもご苦勞さまというふうに申させていただきますと思います。

お尋ね申し上げますけれども、町長、過日の全協でもありましたけれども、この10万円の給付関係について山形市の例なども新聞等で紹介ありますとおり、内部にあって、事務方にあっては、特別な辞令を出しましてそういう受皿の、いわゆる組織的なシステムを構築していると。あるいは、米沢市などの話によりますと、各課からお互いに力を出し合いながらその応援体制を組んでいるというようなお話等々聞いております。本町にあっては、対策本部のトップは町長、分かりますけれども、そのるる、事務方の、そしてまた国・県等の対応、毎日のように様々変わっている状況などもあるようであります、これは町長一人が幾ら優秀な方であっても情報量を消化するには限度があると思うんです。やっぱり職員の方のアイデア、あるいは手助け、そして力を合わせていただくということが大事だと思うんですが、本町にあってはどのような体制を組んでおられるのか、この際、改めてお尋ね申し上げます。そこだけお尋ね申し上げます。取りあえずお尋ね申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 今回の特別定額給付のほうの担当でございますが、総務課が受けてございます。

ただし、これから大変、頭数が必要な作業が出てきますので、今、議員からご指摘があった一つの例としましては、担当以外の課から応援をいただいて作業を進めると。そういう考えで今、行っているところでございます。

以上です。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 これからということですか。これから。よく考えて答弁してくださいね、課長。これからやるということなんですか。何をこれからやるの。既にこういうものをやっているという。それから針生課長からありましたけれども、今までのような補正であれば、この提案されている議案とこの概要の資料だけでいいですよ。今回は針生さん、ちょっとお粗末ではないんですか。こういうふうにやっています、ああやっていますという、この何ページかの補足の資料があって当然なのでね。そういう提案だと思いますよ。内部で様々検討されている内容、あるわけでしょう、さっきの1万円も含めて。我が町独自でこうなんだという。財調ももう1億切っているでしょう。何か出れば二番手打てないような状況ですよ、原田町長。財調の残高。ないに等しいですよ、7,000万では。そういう中で、まずその事務方ですが、

針生課長、もう少し議会にこの重大な内容について提案するには何ページかのこの資料は当然あるべきだと思いますよ。次回、またあろうかと思えますし、追加で、後日でもいいですから。こういうことやっていると。これはまず針生課長の分です。事務方々に聞きたいですよ。これだけで臨時議会で何やったと言ったって我々、町民に説明できないよ。1回1回あなたを呼んだら来てくれるか。

それから総務課長。これからやるって、私が言った内容、この間も聞いているでしょう、全協で。こういう体制でどうなんだと。総務課の中で皆やっているわけか。できないでしょう、それ。これからなんですか。新任の課長、責めるわけでないけれども、これ立場上やっぱり強く、はっきり内容を聞く必要があるのでお尋ね申し上げているんです。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 あと、私、先ほど申し上げた、これからですが、作業の話がございました。すなわち、今、全て準備、進めてございまして、これからいよいよ申請書の発送に入ります。これ、作業の段階で各課から応援していただくと、そういう形で答弁申し上げたところでございます。今、総務課の中で全て事業を進めてございます。

以上でございます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 ご指摘、誠にありがとうございました。

ご意見いただいたとおり丁寧に分かりやすくご説明に心がけてまいりたいと思います。

なお、本日申し上げた補正の内容につきましては、4月28日の全員協議会でご説明を申し上げた一連の取組の中で予算づけを改めてさせていただいたものを上げさせていただきましたので、その点、ご理解を賜りたいと思います。

大変ありがとうございました。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 まず、針生課長、この前全協で資料出したからそれ見れば分かるんだと。こういうことをあなたは言っているんですか。28日の全協は全協。今日は正式な議会ですよ。それに出された資料をまた、あれから様々、新聞、テレビあるいは国会の議論などを見ますと、様々対策が次々出ているわけですよ。うちの町でできること、あるいはこの提案されている内容。この資料を、私は当然あると思うので、お願いするというのはおかしいんですけども、私は当然、これは説明資料としてあるべきだと。こういうふうに言っているわけですよ。あなたも原田町長の、何かだんだんウイルスがうつっちゃって最後に言い訳だもん。いいこ

との感染はいいけれども、悪いことはまねしちゃ駄目よ。私、指摘していることがそうであるとするならばそういう体制でやっていただきたいと。こういうことを申し上げているんです。ご理解いただけますかな。

あと、総務課長、10万円の給付だけではないけれども、様々考えるもんだなという、ドライブスルーでやっている紹介もあって、すばらしい職員のアイデアがあるんだなという、これ、ニュースになりましたよね。最低、こういうようなことでこんなことで給付、こうなんだというぐらいの答弁、なぜできないの。資料がないからですよ。自信がないからですよ。いつまでこうなんだというような行動をなぜお答えいただけないんですか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 今、ご指摘あった点から申し上げたいと思います。まず、4月28日の段階、全協では、5月下旬から6月上旬と申し上げましたが、これスピード感、早めることといたしまして、結果、来週から申請書の発送を考えてございます。結果、先ほど来、申し上げているとおり、スタッフのほうの人海戦術といいますか、マンパワーが必要でございまして、そちらに対しては職員または今回、予算で計上させていただいた会計年度任用職員なり、業務委託するなり、そういう形で今、進めているところでございます。ですので、再度申し上げますが、来週からいよいよスタートするに当たりまして、今、スタートラインに立つための準備はもう全て整えていると。そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長 ほかに。

4番寒河江司君。

○4番 4番寒河江です。

先ほどの説明で、3番の物件費の中で、小学校の事務経費の中でマスク、消毒液の配布というふうになっていますが、これは教職員用なんでしょうか。それとも今後、学校が再開されて子供たちにも配るマスクなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 対象としているのは、子供たち、それから職員。職員というのは、例えば給食の調理師、それから先生。学校全体で必要となるものを学校から提出いただいて、この予算案を編成させていただいたところであります。

○議長 4番寒河江司君。

○4番 この予算額で生徒1人何枚ずつとかというのはあるんですか。1枚だけ配ってあと終

わりというわけではないでしょう。そこら辺の数的なこと、どうですか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 お尋ねしたところ、学校で今、備蓄ある分もあって、学校それぞれが必要となる分について提出いただいたというところで、一つ一つの学校で何枚分というのは、ちょっと今、資料を持ってこなかったのが改めて後でご報告させていただきたいと思いますが、こちらからは今後必要となる分について備蓄を除いて必要となる分、足りない分についてということでお聞きしたところでありました。

○議長 4番寒河江司君。

○4番 使い捨てのマスクと今、政府で配ろうとするマスクで洗濯できるというんですか。そういうふうなマスクもあると思うんですけども、ぜひ使い捨てでなくて子供たちにかけるなら、長期になるわけですから、無尽蔵にマスクの数があるわけではないでしょう。ですから、そういうのはやっぱり洗って使ってくださいみたいなのを配布しながらご家庭に教えながらあるだけの枚数で勘弁してほしいというようなことを一筆書いてお配りするのも手かなと思いますので、そこら辺の検討もひとつよろしくお願いします。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 ご提案、大変ありがとうございます。

今の状況を申し上げますと、政府のほうで子供たちに対して1人2枚のマスクを供給するということが発表されておまして、4月中から1人1枚くらいずつが順次、郵送で学校のほうに届いている状況です。5月にもまた1枚ずつ配布されるということで、子供たちについては1人2枚のマスクが4月、5月中に政府から支給されるということで、順次そのようなことが進んでいる状況があります。今、議員から提案があったものについては今後検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって、令和2年第1回川西町議会臨時会を閉会いたします。

なお、川西町監査委員から令和2年度監査執行計画書及び川西町監査基準がお手元に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

誠にご苦労さまでした。

(午前11時12分)